主文 被告人を懲役2年に処する。 未決勾留日数中20日をその刑に算入する。 理中

(罪となるべき事実)

被告人は、事務用品等の販売業などを営む合資会社甲商店の有限責任社員であり、その実質的経営者であったものであるが

第1 平成14年3月下旬ころ,兵庫県A市Ba丁目b番c号所在の分離前共同被告人C方において,平成12年4月1日から同14年3月31日までの間,D局E部F課G係主任としてE部が所管するE部の物品等の取得に関し,取得する物品等の種類,内容,概算予算額及び発注金額等の決定並びに受注業者の選定等同部の行政。中成12年4月ころから同14年3月ころにかけての間,多数回にわたり,で、平成12年4月ころから同14年3月ころにかけての間,多数回にわたり,商店に発注することを前提としてE部が取得する物品等の種類,内容及び発注金額等を決定し,同社を受注業者に選定して受注させたことなどに対する謝礼並びに発も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で,オーディオボード等11点(価格合計48万8880円),IHクッキングヒーター等18品目91点(価格合計234万円),浴槽及び浴室工事等一式(価格合計153万4160円)並びに壁クス張替等内装工事等一式(価格合計140万円)を供与し,もってCの職務に関助を供与した

ものである。 (証拠の標目)

省略

(法令の適用)

被告人の判示第1の所為は、包括して刑法198条(平成15年法律第138号(仲裁法)附則14条により同法による改正前の刑法197条1項前段)に、判示第2(別表番号1ないし7)の各所為はいずれも刑法60条、246条1項にそれぞれ該当するところ、判示第1の罪について所定刑中懲役刑を選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により刑及び犯情の最も重い判示第2の別表番号2の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役2年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中20日をその刑に算入することとする。

(量刑の理由)

本件は、甲商店の実質的経営者であった被告人が、D局G係主任であったCと共謀の上、D局の裏金作りに協力して前後7回にわたり国庫金を詐取した詐欺及びD局の物品等の購入の業者選定等に便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼と今後も同様に便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下にCに家具等を供与した贈賄の事案である。

まず、詐欺について見ると、被告人は、同局で裏金作りを担当していたCから本件架空取引を持ちかけられるや、架空取引により生じる利益を得ようとして、安易

に本件各犯行を敢行したものであり,犯行に至る経緯及び動機に酌量の余地はない。また,本件各犯行は,被告人が他の業者から入手した見積書などに虚偽の内容を記入してCに渡し,Cが競争入札等の正規の手続を踏んで甲商店が落札したかのように仮装するなどした上,被告人が工事代金請求書等を提出して工事代金等C的店の口座に振り込ませ,被告人がその4割を取得するとともに,その残りをC被告していたものである。犯行態様は大胆かつ巧妙で,常習的なものでもある上,りたもの本件における役割は不可欠かつ重要であり,その取得利益の割合もかなりた金額は4800万円余とかなりの多額に達しており,国庫に多大な損害を与えた金額は4800万円余とかなりの多額に達しており,区の歓迎で見るといるというである。とで得ていた不当な利益を守るため,Cの歓迎を告人は,裏金作りに協力することで得ていた不当な利益を守るため,Cの歓迎を告えた被告人は,裏金作りに協力することで得ていた不当な利益を守るため,Cの歓迎を告えた被告のまた,公院の公正が現実に害されている上,供与された物品等の合計額による。さらに,本件一連の犯行が,D局裏金事件として社会の耳目を集め、も関いの労働行政,ひいては公務一般に対する信頼を失墜させたという社会的影響である。以上の諸事情に加え,公金の違法な支出に対する国民の目がこれまで以上に厳しくなっていることや,一般予防の観点をも併せ考慮すると,被告人の刑事任はかなり重いといわざるを得ない。

大である。以上の諸事情に加え、公金の遅伝な文出に対する国民の目かられまで以上に厳しくなっていることや、一般予防の観点をも併せ考慮すると、被告人の刑事 一般予防の観点をも併せ考慮すると、被告人の出口を始めとするD局側であった。 とうすると、他方で、本件裏金作りを主導したのはCを始めとするD局側であった。 というで、本件裏金作りを主導したのはCを始めとするD局側であった。 というで、本件裏金作りを主導したのはCを始めとするD局側であった。 というで、本性裏金作りを主導しては、裏金捻出を行うG係が実質であると、 表表である。 を持たては、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うG係が実質である。 というでは、裏金捻出を行うるには、またのでは、またいでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またいでは、またいでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またいでは、またいでは、またのでは、またのでは、またいいでは、またい

よって、主文のとおり判決する。 平成17年6月23日 神戸地方裁判所第1刑事部 裁判長裁判官 的場 純男 裁判官 西野 吾一 裁判官 三重野真人